

主任技術者の配置について（お知らせ）

平成 28 年 9 月 30 日
総務部法制契約課

※平成 28 年 6 月 1 日付けで建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、主任技術者の専任配置及び営業所の専任技術者の特例に関する金額について、下記（赤字）のとおり改正しました。

1. 工事現場の主任技術者

- (1) 請負代金の額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければなりません。
- (2) 特定建設工事共同企業体（JV）の場合は、代表者及び全ての構成員が、出資金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合は、当該工事に対応する建設業についての国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければなりません。また、当該工事の下請契約の請負代金の合計額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合は、JV 代表者は主任技術者に代えて監理技術者を専任で配置しなければなりません。
- (3) 現在施工中の工事に関して、工期途中において専任技術者を非専任に変更する場合は、工事主管課長と協議により決定する必要があります。

2. 営業所の専任技術者の特例

- (1) 営業所における専任技術者は、原則として工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者になれませんが、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該工事の専任を要しない主任技術者となることができます。
- (2) 上記(1)に該当する建設工事は、請負代金の額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満で、工事現場が那覇市内であるものが対象となります。

3. 現場代理人との兼務

- (1) 現場代理人は、原則として工事現場に常駐することを義務づけられていることから、営業所の専任技術者又は当案件以外の工事現場の主任技術者となっている者が、現場代理人を兼ねることはできません。

※現場代理人の常駐義務については、那覇市建設工事請負契約約款第 10 条第 2 項、第 3 項及び別添「現場代理人の常駐義務緩和について（お知らせ）」を参照してください。